

健軍さかえ保育園 重要事項説明書

2025年4月1日

事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	合同会社 栄興産業
事業者の所在地	〒860-0815 熊本市中央区春竹町春竹61-6
事業者の連絡先	096-364-7803
代表者氏名	代表社員 秋山 峰子

(2) 施設の概要

種別	企業主導型保育事業所	
名称	健軍さかえ保育園	
所在地	〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目26番11号	
連絡先	施設の電話番号	096-285-6011
	施設のFAX番号	096-285-6301
	メールアドレス	info@kengun-sakae.jp
施設長氏名	大津山 姿子	
開設年月日	2019年8月1日	
保育理念	のびのび元気で楽しく遊ぶ	
保育目標	『信じる心』を育む 『表現できる心』を育む 『考える心』を育む	
保育方針	子ども主体の保育 子どもの「したい」を尊重し、実現していく	
敷地	敷地全体	621.72㎡
	園庭	112.66㎡
園舎	構造	(鉄骨造 2階建て)
	延べ	360.96 ㎡

(3) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考	設備	部屋数	備考
乳児室	1室	29.54 ㎡	遊戯室	1室	110.49 ㎡
ほふく室	2室	34.21 ㎡	医務室	1室	1.98 ㎡
保育室	6室	140.4 ㎡	便所	5室	29.00 ㎡
調理室	1室	15.20 ㎡	一時預かり	1室	12.18 ㎡

(4) 職員体制（2025年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職種	員数	常勤	非常勤
施設長	1人	1人		子育て支援員	3人	3人	
主任保育士	1人	1人		連携推進員 (事務員)	1人	1人	
副主任保育士	3人	3人		栄養士	1人		1人
保育士	8人	2人	6人	調理員	2人		2人
				看護師	2人		2人

(5) 利用定員ごとの保育を提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から日曜日まで	
保育時間	保育基本時間	午前7:00～午後6:00(11時間)
		午前7:00～午後8:00(13時間)
開所時間	月曜日から日曜日	午前7:00～午後8:00

(6) 利用料等／基本:週5日通所

利用児童年齢	従業員枠 保育料	地域枠 保育料	無償化対象者 保育料	無償化対象外 保育料
4歳以上児	無償化対象 給食費 4,500円			23,100円
3歳児				26,600円
1、2歳児	35,000円	37,000円	住民税 非課税世帯 0円	
0歳児				
実費徴収	ICカード(使用される方)、保育用品、卒園アルバム等			
18時以降の 保育に係る費用	おやつ代(1回あたり) 200円			
就労以外の日の預かり	一時預かり保育(金額等は別途記載)となります。			
その他	お子さんの出欠状況に関わらず月額を負担いただきます。			
	月の途中に退所した場合は、日割り計算します。			

(7) 支払方法

肥後銀行、口座振替により納入していただきます。

(8) 提供する保育の内容

■基本的生活習慣

■年齢に応じた静と動をバランスよく取り入れた教育&保育カリキュラム

■保健・安全

◎定期健康診断 〈内科〉年 2 回／〈歯科〉年 1 回 ◎〈毎月〉身体測定／避難訓練

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	進級式・お花見会・幼年消防結成式
5月	こいのぼり会・内科健診・芋の苗植え
6月	歯科健診・恐竜博物館
7月	プール開き・七夕会・人形劇・すいか割り
8月	夕涼み会・熊本城
9月	防災センター・敬老の日
10月	さかえフェスタ・ハロウィンパーティー・芋掘り
11月	内科健診・秋の遠足
12月	クリスマス会・餅つき
1月	凧揚げ会・東部環境工場
2月	豆まき・卒園記念お出かけ
3月	ひな祭り会・お別れ遠足・卒園式・幼年消防解散式

保護者の方が一緒に保育に参加する保育参加を、5月から1月に行います。

こちらの内容は予定表のため、行事が変更になる可能性があります。

上記の行事以外にも、日々の保育で戸外活動を行い、保育園バスで園外へ出かけることがあります。

保育園バスで出かける際には、事前にコドモンで保護者の方へお知らせいたします。(3～5歳児)

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の 内定	就労証明書、支給認定証
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	1. 保護者又は乳幼児の事情で中途退園する場合、保護者は退園予定日の90日前までに事業者に書面にて申し出るものとします。退園日の1か月以降に退園を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する上記の保育料を支払うものとします。 2. 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。 ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合 ② 事業者が守秘義務に反した場合 ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合 ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合 ⑤ 事業者が破産した場合 3. 事業者は、閉園や休園などやむを得ない事情がある場合、保護者に対して3カ月間の予告期間を置いて理由を文書で明示し口頭で説明した上でこの契約を開示する事ができます。 4. 次の事由に該当した場合は、事業者は保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。 ① 保護者が上記に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間が経過しても支払わない場合 ② 保護者が事業者や保育園従業者又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して、重大な背信行為を行った場合
利用に 当たって の 留意事項	・活動にスムーズに参加できるよう、9時までに登園してください。 ・お迎えが遅れる場合には、早めの連絡をお願いします。 ・毎朝、家庭にてお子さんの体温を測定し、職員へお子さんの健康状態をお伝えください。24時間以内に37.5℃以上の熱が出ていた場合や、朝から元気がなく朝食・水分が摂れていない場合は、登園を控えていただくことが望ましいです。保育中も健康観察を行い、37.5℃以上の発熱や咳で眠れず目覚める、頻尿回数がいつもより減っているなどの症状が見受けられた場合には、速やかにお迎えをお願いする場合があります。 ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	健軍こどもクリニック
医院長名	久富 雄一郎
所在地	熊本市東区健軍本町1-5
電話番号	096-214-7112

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	田上歯科医院
医院長名	田上 恵
所在地	熊本市東区錦ヶ丘18-6
電話番号	096-369-2209

(13) 緊急時における対応方法

- ・緊急時に連絡がとれない場合、園の嘱託医、または救急対応を行います。
 - ・けがのないように十分配慮していますが、けがの状況により受診が必要と判断した場合は、保護者の方に連絡をし、状況をお伝えします。
受診につきましては近隣の医療機関を基本とし、受診先を調整させていただきます。
 - ・医療機関では、治療内容によって保護者の立ち合いや同意を求められることがあります。
 - ・速やかに連絡がとれますよう、出張などで職場を離れる場合や連絡先が変わった場合は、保育園にお知らせください。
 - ・保育中、子ども同士の些細な喧嘩やけが等は集団生活での出来事としてご理解いただき、保育園は保護者への状況説明を行います。
 - ・園でけがをした際に適切な処置をいたします。(使用してはいけない薬品等ございましたら、お知らせください。処置した場合は、必ずお知らせいたします。)
- ※肌の弱いお子さんは、戸外あそびの際に薄手の長ズボンを履くことをおすすめします。

【管轄する消防署】

消防署	熊本東消防署
所在地	熊本市東区東町4丁目6-17
電話番号	096-367-6315

【管轄する警察署】

消防署	熊本東警察署
所在地	熊本市東区東町3丁目11番48号
電話番号	096-368-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	秋山 峰子
消防計画届出年月日	令和2年2月5日
避難訓練	火災避難訓練を毎月1回、 地震、台風、不審者の訓練等を年3回実施
防災設備	消火栓、消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	東部市民センター、健軍小学校、熊本マリスタ高校
緊急時の連絡手段	コドモン一斉配信、電話の情報提供等

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付責任者	秋山 峰子	合同会社栄興産業 代表社員
相談・苦情解決担当者	辻 美奈子	連携推進員
第三者委員	倉重 徹	インターナショナル KK リクルートメント合同会社社長
		090-7929-7667

【要望・苦情等への対応方法】

面接、文書、電話等の方法で相談、苦情を受け付けます。

(16) 契約している保険の加入状況(以下の保険に加入しています。)

・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済について

災害の種類	災 害 の 範 囲		給 付 金 額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病)		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)		障害見舞金 4,000 万円～88 万円 〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円 〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	突	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円 〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
	然	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円 〔通学(園)中の場合も同額〕

保護者等負担額 315円 ※負担金額は年額です。口座振替により納入していただきます。

(17) 個人情報の取り扱い

当園では、保育をする上で得た個人情報は適正な扱いをしており、下記による目的以外使用は致しません。

- ・保護者の方の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

法令の定める場合を除き、保護者の許可なくその情報を第三者に提供しません。

(18) 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ・毎月、職員に対して虐待防止研修を実施
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

(19) その他保護者に説明すべき事項

・SNSについて

コドモンで配信する日々のクラスの様子や行事の様子など、保育園での様子を、SNS等の個人のページや、誰でも閲覧できる動画サイトに掲載することは、他の皆さまのご迷惑にもなり、当園に関係するお子さまや職員の個人情報の流出にもつながりますので禁止とさせていただきます。園に関するデータは、ご家庭でご覧いただくだけの用途にご利用ください。園からお渡しする写真や卒園アルバム、DVDなども同様に取り扱いにご注意ください。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

・保育園バスについて

園外保育では、子どもたちの興味や関心を育てるとともに、豊かな心情を培うための保育を行っていきたいと思います。3～5歳児は保育園バスに乗って出かけることがあります。その際は事前に保護者にお伝えし、園バスの運行にあたり、「運行マニュアル・園バスの乗車時緊急マニュアル」を職員間で再度確認、「バスへの乗り降りの際の人数確認」及び、「乗り降り後の安全確認」を徹底していきます。万が一、事故が起きた場合には保育園が加入している保険にて対応いたします。